

おひつき

迎春



法律相談（リーガル・カウンセリング）の難しさ

坂元和夫

一、はじめに

前号で、「法律相談の心構えと技法」という小論を書きました。その要旨は、「法律相談は、もっとカウンセリングのマインドや技法を取り入れて相談担当者が相談者との良好なリレーションの形成に心掛け、権威的になりすぎないず受容の姿勢をもっと持つようにすべきではないか」というものでした。

その後、半年の間、私は、これを自分自身が実践しているかどうかを検証しながら法律相談を行ってきました。その結果分かったことなのですが、良好なリレーションの形成については、

それ程難しくはないように思われます。偉そうな態度をとらずに相談者の説明に真剣に耳を傾け、かつ、相手がリラックスした雰囲気になるように努めれば、相談者はこちらを信用し心を開いて話してくれるからです。ところが、「受容」については、これを実行しようとする、案件によっては、相談者にとって本当に必要な助言を行うことがかえって難しくなるような気がしてきました。それは、私の法律相談のやり方の問題というよりも、法律相談そのものが「受容」と完全には相いれない側面があるのではないかということだと思います。

割り切って考えれば、法律相談を二つの段階に分け、第一段階では、カウンセリングの技法を出来るだけ取り入れて相談者の話を聞くようにし、第二段階では、第三者性に徹して、法律専門家としての助言を与え対処の仕方について指針を示せばよいということになるのかも知れません。

しかし、問題は、実際に果たしてこのように二段階にきれいに分けて法律相談を行うことが出来るかどうかです。

二、仲裁センターでの経験
最近、興味ある経験をしました。京都弁護士会に「仲裁センター」がありま

すが、私とその仲裁人（正確には斡旋人）に指名されました。申立人は、ある事件の加害者で、被害者との示談の条件が合わないので弁護士会の法律相談を受けたところ、仲裁センターを紹介されたとのことでした。申立人は、自分の立場を正当化しようとする傾向の強い人でしたので、私は、申立人に対し、まず、自分が加害者であるという意識を持つことが必要ではないかという意見を述べました。すると、申立人は、法律相談のときの担当弁護士は、自分の言い分をよく聞いてくれて、自分の言い分がもっともだと言ってくれたのに、仲裁人は自分の言い分が間違っていると決めつけているように聞こえると言っています。この事件は、被害者である相手方が申立人と顔を合わせることを恐れて、出頭しない代わりに従来の主張を引っ込めて申立人の条件をすべて受け入

れると連絡してきたので、結局、和解が成立しました。しかし、申立人は喜ぶどころかそれが当たり前だとして、手続費用の負担にも文句を言うくらいで、私も少々後味の悪い思いをしました。

こうした結果になったのは、申立人の個性によるところが大きですが、仲裁の前の段階の法律相談において、相談担当者が相談者の身勝手な言い分を「受容」して肯定的に受け止めたのだとしたら（申立人の説明だけでは、実際にどうだったかは分かりませんが）、そのことにも原因があったように思われます。同じ法律専門家である弁護士が法律相談のさいには「あなたの言い分はもっともだ」と言って、いろいろと言いつつ通す方法を教えてくれたのに、仲裁手続では、仲裁人の弁護士が「あなたは自己主張しすぎる」と言ったとしたら、その人が仲裁人に

不信感を抱くのも無理からぬ気がしないではありません。

三、「受容」の内容と

問題点

法律相談の二段階使い分けもこれと似たようなところがあるというのが私の感想です。つまり、第一段階で相談者を肯定的に受容しすぎると、事案の内容と相談者の性格によっては、第二段階で第三者的な判断や助言がやりにくくなるという事です。

ここで、一体、「受容」とは何を意味するのかを問題にしなければなりません。

相談担当者が己を空しくして批判を交えずに聴くという意味での受容は、心理カウンセリングでも法律相談でも同じく重要です。問題は、一歩進んで、共感しながら聴くこと、つまり、相談者を肯定的に受容することの可否です。心理カウンセリングの場合、第三者

的に距離を置いた聴き方に徹するよりは、共感的・肯定的に受容する方向に傾いた聴き方がよいようです。その方が相談者が心を開きやすいからです。

しかし、法律相談の場合、特定の相手方との間の紛争が相談内容となることが多く、相談者の言い分と相手方の言い分の何れが正しいかの判断が必要となるので、第一段階で肯定的に聴いてしまうと、その言い分が必ずしも相当でないときに、判断・助言の段階で相談者を裏切られたような気持ちにさせてしまい、その納得が得にくくなるように思われます。

売買や貸借など取引に関する法律相談の場合は、第三者的に、すなわち肯定的に受容することなく相談者の話を質問を交えながら聴き、事案の内容を把握した後、端的に法律判断を述べることが比較的容易にできます。もっとも、その場合

でも、事実関係の曖昧な部分や法適用に相談担当者が自信を持ってないようなときは、複数の回答が可能であったり、回答に幅ができた分には、始めから肯定的な態度で話を聴いていると、自然の流れとして、相談者に有利な回答に傾いて行き勝ちです。相談者は、満足して帰りますが、本当に相談者にとってそれが良いのかどうかは別問題です。

受任を前提に法律相談を受ける場合には、楽観的な回答をすると、受任後にその付けが自分に廻ってくるので相談担当者は慎重になり、こういうことはあまり起こりません。しかし、従来の自治体からの委託に基づく無料法律相談は、原則として受任を伴わないので、出来れば相手の期待する回答をしてあげたいという気持ちになるのは、人情としてやむをえない面がな

いとは言えません。弁護士の中には、こういう人情派を無責任と断じ、あくまで相談者の真の利益のために、自分が正しいと思うことをはっきり言うべきで、かりそめにも気休め的なことは言うべきでないという人がいます。こういう人は、相談者に対して説教調になりやすく、相談者は叱られているような気持ちになって、気の強い相談者は言い返しますが、気の弱い相談者は「済みません」と謝るようなことになり、いずれにしても、相談者が十分に満足することはないように思われます。

五、自己決定と法律相談

最近、個の尊重に基づく自己決定が重視されるようになってきました。この考え方からすれば、法律相談の場合、専門家による法的判断を前提にはしますが、権利主張をどの程度まで行うか、紛争解決のためにど

のような方法を選択するか等は相談者自身が決定すべきだということになります。そうすると、通常の財産関係の法律相談にあっては、「自分で途を選び取っていくのを側面から支える」ことを目的とする心理カウンセリングとの違いが小さくなっていくように思われます。

さらに、法律相談でも、家庭内の問題など人間関係に関する悩みにウエイトがある相談の場合は、本人自身による解決がより期待される点において、心理カウンセリング的な手法で行う必要が高くなります。

このように、法律相談は、「共感・受容」という局面だけでなく、「自己決定に対する援助」という点においても、心理カウンセリングとの異同を問題にし、学ぶべきマインドや技法を検討する必要があります。

以上



訴訟費用の敗訴者負担は合理的か

尾 藤 廣 喜

訴訟費用の敗訴者負担とは

現在、日本の裁判制度のあり方を検討している司法制度改革推進本部の司法アクセス検討会では、「弁護士報酬の敗訴者負担制度」の導入を検討しています。この制度は、民事裁判で、勝った側の弁護士費用を裁判で負けた側が負担する制度です。現在の民事裁判では、自分が依頼した弁護士の費用は、裁判の勝ち負けにかかわらず、それぞれ依頼した人が負担する制度になっています。このため、裁判で勝った場合でも、相手方から弁護士費用を回収できず、正当な権利者が裁判をする場合でも弁護士費用を負担しなければなら

ず、不合理であるし、ひいてはこれが裁判を回避することになってしまふ。そこで、弁護士費用を敗訴した側に負担させることによって、国民が裁判にアクセス（接近）しやすくしようというのが導入側の言い分です。

合理的な制度か

このような考え方は、一見もっとものような印象を受けます。しかし、現実を見てみれば、裁判の勝敗は、そう簡単に予測できません。本来勝つべき裁判が、証拠が少ないなどの理由で敗訴してしまう場合も決して少なくありません。もともと大企業やお金

持ちには、裁判費用の負担は大したことではないかも知れません。しかし、経済的弱者は、もし、敗訴した場合に相手方の弁護士費用まで負担しなければならぬとしたら、裁判を起こすことを諦めてしまうことになりかねません。

また、今日のような悪徳商法が横行する時代には、この制度を逆手にとつて、「裁判をしても勝てませんよ。その場合には、私の弁護士費用も負担してもらいますからね。」などと言って不当な要求の実現に悪用する者すら出てくる可能性があります。

何が社会を変えるか

世の中には、現在の法制度では勝訴が困難な事件をあえて提訴することによって、たとえ敗訴しても、制度や法の変更につながったりすることはよくあります。

例えば、生活保護裁判である「朝日訴訟」は、最高裁では敗訴しましたが、朝日さんが裁判を起こしたからこそ、生活保護制度が大きく改善されたのです。また、私が担当した「京都原爆訴訟」でも、一四年をかけて大阪高裁で勝訴しましたが、この裁判も、原告の小西さんが勝訴するとの確信は、当初必ずしもありませんでした。勝訴することによって、原爆症認定のあり方の見直しをせまることができたのです。

司法へのアクセスを 本心に保障するために

問題は、弁護士費用の敗訴者負担制度が、敗訴、勝

訴の微妙な事件について、司法へのアクセスを閉じてしまうのではないかということです。現在、司法アクセス検討会では、敗訴した場合でも、弁護士費用の負担をする必要のない事件の範囲を決めることによって、敗訴者負担制度の矛盾を糊塗しようとしています。しかし、勝敗が始めから分かっている事件自体が少ないということは、事件の性質によってそう変わるものではありません。

現在の制度でも、不当な訴訟であるとか、交通事故などの損害賠償請求事件では、不当訴訟の被告や被害者が、相手方に自分の弁護士費用の負担を求めることが認められています。まずは、その制度を十分に活用すべきです。

私たちは、新しい「権利」が、「敗訴」事件の山の中から生まれることを忘れてはなりません。



奇蹟の銀行 グラミン銀行

山崎 浩一

地元信金理事長をゲストに

僕がKBS京都のニュース番組のキャスターをしていた時に、破綻した二信用金庫から事業譲渡を受ける信用金庫の理事長をスタジオに招いてお話を聞きました。

問題は信用金庫が引受ける債権と不良債権として整理回収機構に譲渡される債権をどのように分けるのかということでした。僕は、融資先が赤字だということで短絡的に判断しないで、将来性を見極めて引受けてほしいということを言いました。僕が、この注文をしたときにはある本のことから頭にあったのでした。

理想を実現する

その本とは、「ムハマド・

ユヌス自伝 貧困なき世界をめざす銀行家」(早川書房)です。ムハマド・ユヌス氏は、祖国バングラデシュでは非常に尊敬され、ノーベル平和賞受賞は間違いな

いと、マザーテレサになぞらえられる人です。

コラド大学で経済学を学び、バングラデッシュに戻り大学で教鞭をとったユヌス氏は、エレガントな経済理論がすべての経済問題を解決するものと信じていました。しかし、バングラデシュを襲った飢饉で、飢えて路上で倒れ、うつろな表情のまま死んでいく母子の姿を見るうちに、彼は、理論や教科書、ではなく、貧しい人々の本当の暮らしを理解し、村で毎日実

際に使われるような、本当に生きた経済学を見つけたいと考えるようになったのです。

象牙の塔から野に

実際に村々に足を運び、貧しい人々、特に虐げられて生きる女性を自立させたいと考え、そのためには小額の融資が必要であるということを知り、グラミン銀行を始めました。彼女たちは、その資金で生産のための手段を購入して経済活動を始め、次第に自立していききました。彼は、融資をする際には、融資をする側が借り手のもとを訪れ、生活実態に応じた融資をするとともに、その使い方等について指導することも行いま

した。
その結果、その小額の融資によって多くの女性が自立することができました。驚くべき事に、非常に貧しい人々を対象にしているにもかかわらず、貸し倒れが五パーセントしかありません。

ある女性は盲目の男性と結婚していましたが、妻が家政婦で稼ぐわずかな収入しかなく、とても三人の子供を食わせることはできませんでした。この女性がグラミン銀行から六〇ドルの融資を受け、子牛と脱穀する杵を購入しました。そして彼女は、期日どおりにローンを返済し、次のローンで土地を買い、七〇本のバナナの苗木を植えて、人に貸し、残りの金で、二頭目の子牛も買い、立派に自立したのです。彼女は言います「今では三度の食事も取れる様になり、子供たちをカレッジに行かせたい。グラミンは私にとってどんな存在かって?、グラミンは母親みたいなものです。

私に新しい人生をくれたんですから。」

グラミン銀行の発展

グラミン銀行は、一九七六年に四二世帯に二七ドル貸したところから始まり、世界中に広まり、アジア、アメリカ、フランス、北欧等で実践されています。一九九八年にはヒラリー・クリントンが名誉議長をとめるグラミン・サミットが開催されるまでになりました。

金融理念と専門家の責務

グラミン銀行の融資は、担保となる資産や土地のない貧しい人、特に女性を対象としています。年利は二〇%と極めて高いのですが、驚異的回収率を誇り、かつ、融資が借手の生活を向上させているのです。ここに僕は、金融の理想像を見た気がします。

理想を見失いがちになる今日、是非とも読みたい一冊です。

成年後見について

精神上の障害により、物事の判断能力がないとか著しく不十分な人に対しては、その財産を保護するために、従来から「禁治産」と「準禁治産」という制度がありました。しかし、これらの宣告を受けると、戸籍に記載され、「能力が劣った人間」の烙印を押されたかのような負のイメージが強かったこともあって、この制度は、ほとんど利用されていなかったのです。

ところが、最近の社会の急速な高齢化による痴呆性老人の増加が社会問題化してきたことから、制度改革の必要が叫ばれるようになり、平成一二年四月に新しく成年後見制度が施行されました。新しい制度は、名称を変えただけでなく、自己決定権の尊重とノーマライゼーションの理念に則り、制度趣旨を「保護」から「援助」へと重点を移したものとされます。

具体的な制度内容としては、物事の判断能力の有無・程度に応じ、「後見」、「保佐」、「補助」の三つの類型が設けられ、それぞれ、後見人、保佐人、補助人が付され、戸籍への記載をやめて東京法務局において後見登記をすることになりました。

後見人は、本人を代理し、

また、本人の行った行為を取り消すことができます

が、日用品の購入など日常生活に関する行為は取り消しの対象になりません。

保佐人は、借財や不動産取引など法の定める一定の重要な行為について同意権があり、同意なくなされた行為につき取消権を有します。

補助人は、家庭裁判所の定めた一定の行為についてのみ同意権と取消権があります。

以上

以上